

徳島県情報公開審査会答申第64号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年5月29日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「県職員・課長級以上の顔写真データ（H19年度にマスコミに資料提供したポストを対象とする）（電磁的記録）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成20年6月12日、実施機関は、本件請求に係る公文書が存在しないことを理由に、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成20年6月19日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成20年7月8日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消す、との決定を求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

(1) 本件処分は不当である。

(2) 実施機関は、毎年4月の人事異動資料を記者クラブに配布している。配布資料は、

人事異動一覧表及び課長級以上の幹部職員の顔写真で構成されている。

写真は、平成19年度までは、幹部の顔写真を一枚一枚印画紙に焼き付けた形式だった。異議申立人は平成19年度に、実施機関から資料提供を受けた写真資料を持っている。

平成20年度も上記と同様の構成の人事異動資料を記者クラブに配布しているが、写真の形式は、デジタルカメラで撮影したデジタルデータである。実施機関の説明によると、幹部職員を一人ずつ撮影し、個々のデータをまとめて一枚のCDに落とし込み、マスコミ各社に配布したとのことである。

記者クラブへの資料提供は、行政の広報業務の一つであり、配布される資料は、当然公文書である。

故に、本件請求の対象公文書は存在する。

- (3) 異議申立人が請求しているのは、年度を問わず、公文書として存在する幹部職員の顔写真のデジタルデータである。ただし、幹部職員というだけでは人数が多いので、人数を絞るために、その対象を、平成19年度定期人事異動内示の際に報道機関への資料提供の対象となった人物に該当するものに限定したのである。異議申立人は、平成19年度定期人事異動内示の際に実施機関がマスコミに資料提供した幹部職員の顔写真がデジタルデータでないことは、実施機関の事前説明と自らの経験で知っている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による処分理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

- 1 本件請求は、平成19年度定期人事異動内示の際に報道機関にデジタルデータで配布した顔写真の公開を求めているものと理解した。
- 2 従来より、定期人事異動に係る幹部職員顔写真の提供については、県政記者クラブ及び民放記者クラブ加盟の報道機関に対し、印刷された写真での提供を行っていた。
しかし、顔写真を収集する際の経費を節減する観点から、平成20年度定期人事異動より、顔写真をデジタルデータで収集することとし、平成19年12月19日付け事務連絡文書により、各部局から幹部職員顔写真のデジタルデータを収集し、局長級以上の職に異動対象となった職員のものについて加工を行い、これをコピー用紙に印刷して上記報道機関に配布した。
また、希望する報道機関に対しては、印刷した顔写真のデジタルデータをCD-RWに複写して配布した。
- 3 幹部職員顔写真については、平成20年度より前は各部局で写真プリントを必要部

数用意し、人事課において取りまとめ、定期人事異動内示時に、異動関係資料とあわせて報道機関へ資料提供していた。

したがって、本件請求に係る平成19年度の幹部職員顔写真のデジタルデータは、各部局より収集していないため存在しない。当然、報道機関に対しても提供していない。

- 4 なお、平成20年度定期人事異動内示の際に報道機関に提供した顔写真デジタルデータについては、定期人事異動時に報道機関へ提供する為に収集した個人情報であり、異動対象外の職員のものも含まれていたため、平成20年4月1日付けの人事異動終了後、コピー用紙に印刷したものを正として残し、全てのデジタルデータについて、速やかに消去した。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 認定事実

当審査会に提出された異議申立書、理由説明書及び意見書、当審査会において陳述された異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに当審査会において調査を行い確認した内容を総合すると、本件事案に係る事実は次のとおりである。

- (1) 実施機関は、定期人事異動内示の際、県政記者クラブ及び民放記者クラブに加盟する報道機関（以下「報道機関」という。）に対し、人事異動の内容を一覧にした表を配布し、あわせて局長級以上の職に異動した者（局長級以上の職の中で異動した者を含む。）の顔写真に役職及び氏名を付した資料（以下「顔写真資料」という。）を配布している。
- (2) 顔写真資料の作成については、平成19年度定期人事異動分までは、印刷されたものを必要枚数収集して作成していたが、平成20年度定期人事異動にあたり、経費節減の観点から、従来の写真での提供から電磁的記録での提供に変更することとし、管理職手当区分3種以上の全職員（病休等の職員及び退職予定者（年末表彰者に限る）を除く。以下「幹部職員」という。）の上半身をデジタルカメラで撮影した電磁的記録を収集し、電磁的記録の顔写真資料を作成した。
- (3) 平成20年度定期人事異動内示の際、実施機関は、電磁的記録の顔写真資料を配布した。それより前の定期人事異動においては、電磁的記録の顔写真資料をそもそも作成しておらず、当然配布もなされていない。
- (4) 平成20年度定期人事異動内示分の顔写真資料に係る顔写真の電磁的記録は、平

成20年4月10日頃、実施機関が全て消去している。

- (5) 異議申立人が請求している公文書は、実施機関が保有している幹部職員を撮影した顔写真の電磁的記録のうち、平成19年度定期人事異動により局長級以上の職に異動した者（局長級以上の職の中で異動した者を含む。）に該当するものである。この点につき、本件請求の趣旨に係る実施機関の理解には誤りがあるといえる。

2 基本的な考え方について

実施機関は、本件請求に係る電磁的記録は不存在であることを理由に、本件処分を行っている。

これに対し、異議申立人は、本件処分を取り消す、との決定を求めている。

当審査会は、本件事案について、不存在を理由とした本件処分が、条例に照らし妥当であるかどうか検討する。

2 本件処分の妥当性について

上記1 認定事実に示すとおり、平成19年度定期人事異動内示の際に報道機関に配布した資料の中には、顔写真資料の電磁的記録は存在しないし、顔写真資料を作成するために電磁的記録の顔写真が収集された事実もない。

また、異議申立人が主張するように、対象公文書を「年度を問わず実施機関が保有する幹部職員の顔写真の電磁的記録のうち、平成19年度定期人事異動内示の際に報道機関に顔写真を提供する対象となった人物のもの」と特定したとしても、平成20年度定期人事異動内示の際に報道機関に配布する顔写真資料を作成するために各部局から集められた幹部職員の顔写真データ並びにこれを加工等することによって作成された顔写真資料の電磁的記録については、平成20年4月10日頃、実施機関により消去されており、本件請求のなされた平成20年5月29日の時点では存在しない。

また、当審査会で調査を行ったが、平成20年度定期人事異動に係る顔写真資料の作成のために収集された幹部職員の顔写真の電磁的記録以外に、幹部職員を撮影した電磁的記録は保有されていなかった。

以上により、本件請求の対象となる公文書が存在しないとする実施機関の説明に格別不自然な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

| | |
|--|--|
| | |
|--|--|

| 年 月 日 | 内 容 |
|-------------|--|
| 平成20年 7月 8日 | 諮問 |
| 7月17日 | 諮問庁からの理由説明書を受理 |
| 8月18日 | 異議申立人からの意見書を受理 |
| 平成21年 1月14日 | 審議（第62回審査会） |
| 2月10日 | 異議申立人からの口頭意見陳述、審議 実施機関からの口頭理由説明、審議 （第63回審査会） |
| 3月12日 | 審議（第64回審査会） |